



英国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 英国における新たな移転価格文書化ルールについて

はじめに

2021年3月、英国歳入関税庁（His Majesty's Revenue and Customs – HMRC）は移転価格文書化に関するコンサルテーションを開始しました。このコンサルテーションでは、英国に拠点を持つ大規模企業が、OECDの標準的なアプローチに従ってマスターファイル及びローカルファイルの文書を維持し、要求に応じて作成することを義務付けるべきかどうかを検討されました。

英国移転価格文書化ルールの主な変更点

マスターファイルは、移転価格の観点から企業グループの概要を提供し、ローカルファイルは、事業体レベルの取り決めが独立企業間原則に合致しているかについての分析結果を提供します。これは、機能・リスク分析、資産の分析、並びに経済性分析を通じて達成されます。

当初、2023年4月から、大規模企業には、マスターファイルとローカルファイル、並びにそれを支えるSAT（Summary Audit Trail - ローカルファイルの作成に際して行った主な活動を詳述した質問票）の維持が義務付けられると提案されました。2022年12月、SATの導入がマスターファイルとローカルファイルの作成義務から切り離されることが発表されました。HMRCは依然としてSATを導入する意向ですが、2023年4月1日以降に開始する会計期間には導入されない予定です。HMRCは2023年中にSATに関する個別協議を行い、同協議の終了後にその実施について決定する予定です。

“大規模”の定義は、国別報告書（CbCR）の閾値と同一です。つまり、直前期間の年間連結収益が7億5千万ユーロ以上の多国籍グループが、この新しい要件の対象となります。

HMRCによるマスターファイル及びローカルファイルの提供は、HMRCからの要請があった場合30日以内に提供することが求められます。マスターファイル及びローカルファイルの目的は、提出する法人税申告書の基礎となる移転価格ポリシーをサポートすることであり、従って、年次申告に先立ち作成されている必要があります。事前にファイルを作成しない場合、罰則の対象となることがあります。

“大規模”企業以外の取り扱い

グループ収益が7億5千万ユーロ未満であっても、英国現行法上、移転価格文書化が求められる企業（中規模企業：売上高が50百万ユーロ超従業員数250名以上）は、移転価格の記録を保持する必要があります。ローカルファイルの要件は、HMRCが現行のガイダンスで提示している期待される文書と類似しています。したがって、2023年4月以降の“大規模企業”の定義に該当するかどうかにかかわらず、ローカルファイルのテンプレートに従った移転価格報告書を作成することが推奨されます。

マスターファイルは、グループが活動する海外の管轄区域が英国よりも低い文書化基準を持っている場合にのみ必要とされます。

国内取引の取り扱い

英国企業間の取引はローカルファイルに含める必要はありません。その代わりに、HMRCは、独立起業原則に準拠していること自己評価しその記録を残すことを期待しており、当該分析は、移転価格文書と同じ30日以内に、要求に応じて提供されるとしています。したがって、英国関連者間の取引は、引き続き英国の移転価格の対象となりますが、国内取引が知的財産に関連するか、石油・ガスリングフェンス内の取引に関連する場合を除き、ローカルファイルにて文書化する必要はありません。

税務当局の権限

移転価格関連記録の入手に関連する HMRC の権限変更も 2023 年 4 月から施行されます。移転価格文書は、HMRC による調査以外でも、例えばリスクレビューの一環として要求することができるようになります。また、文書が英国企業の所有下にあることという要件も撤廃されました。つまり、英国企業が海外の親会社を持ち、その親会社が文書を保有している場合でも、HMRC はその文書を要求することができます。

罰則

移転価格文書に関連する罰則は、一般的な記録保持の要件に由来するものです。主な罰則は、文書の保管や作成を怠った場合の罰則と、不注意や故意による誤りに対する税額控除された罰則の 2 種類です。文書記録の保管や作成を怠った場合の固定ペナルティは、現在 3,000 ポンドです。2023 年 4 月以降、関連記録の維持に必要な作業を行わなかったり、要求に応じてそれらの記録を作成しなかったりすると、不正確さは不注意であると推定されるようになります。納税者は、書類を提出し、法人税申告書に先立って基礎となる移転価格情報が準備されていたことを証明するか、さもなければ、合理的な注意を払ったことを示すことによってのみ、この推定を覆すことができます。

不正確さが考慮されるかどうかによって、ペナルティが異なります。

不注意（最大ペナルティは潜在的損失収益（PLR）の 30%）。

意図的だが隠蔽していない（PLR の 70%）。

意図的で隠蔽されたもの（PLR の 100%）。

※本記事は、Grant Thornton UK LLP が作成したものに、一部翻訳・加筆したものになります。
英文記事の詳細は、[New rules for UK transfer pricing documentation | Grant Thornton](#) を、ご参照下さい。

以上